

令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県(以下「委託者」という。)が〇〇〇〇(以下「受託者」という。)へ「令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務」を委託するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務

2 業務の目的

本業務は、「私たちの消費行動で、信州の『ゆたかな未来』を選択しましょう」を基本理念とした「しあわせバイ信州運動」の取組を通じて、県民の意識醸成と消費行動の変容、「しあわせバイ信州運動パートナー」※¹(以下「パートナー」という。)等と連携したムーブメントの創出を図ることにより、県内の経済循環を促進することを目的とする。

※1 本運動の基本理念に賛同し、県と共に運動を進めていく県内に事業所や店舗等のある事業者・団体、学校、市町村等

3 業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1) パートナー拡大に向けた新規登録勧奨、情報管理等

受託者は、事業者・団体、学校、市町村等(以下「事業者等」という。)に対してパートナー募集の周知や新規登録に向けた主体的な活動等を行うことで、登録目標数※²の達成に努めること。

また、新規登録の受付や登録情報の管理、更新を行い、隨時、「しあわせバイ信州運動」専用Webサイト(以下、「専用Webサイト」という。)において最新の登録情報を公表すること。

※2 パートナー登録数の目標：3,500事業所(令和8年度末)

(2) Web広報、専用Webサイト等を活用した情報発信

受託者は、県民へ本運動の意義を伝え、行動変容を促すため、効果的な情報発信を行うこと。情報発信に当たっては以下のアからエの全てを満たすこととし、実施に係る業務全般(企画、制作、出稿、運営管理等)を行うこと。

なお、特に20~40代に対して効果的な情報発信となるようにすること。

ア しあわせバイ信州運動応援団長の契約及び情報発信での活用調整

受託者は、令和6年度に「しあわせバイ信州運動応援団長」(以下「応援団長」という。)を委嘱した本県出身タレント「もう中学生」さんが応援団長を継続するための契約等を行うこと。なお、契約内容には、Web広告やパートナー事業所の店頭で放映する動画等、本事業の広報物への応援団長としての起用、制作、放映が可能となることを含めること。

イ Web広告を活用した情報発信の展開

受託者は、SNS等のWebメディアを活用した広報を、キャンペーンに合わせて集中的に行うことなど、効果的に実施すること。

ウ テレビ番組等タイアップ企画の展開

受託者は、キャンペーン期間を中心として、テレビ番組等とタイアップした情報発信を6回以上行うこと。なお、発信する情報については、本運動の意義や取組の他、本仕様書で定めるイベント、パートナーの取組紹介等とする。

エ 専用 Web サイト及び専用インスタグラムの運用

受託者は、取組を集約したオウンドメディアとしての専用 Web サイト及び専用インスタグラムについて、以下に留意の上運営し、本運動の取組を発信するとともに、保守管理を行うこと。

①専用 Web サイト

本業務における新たな取組等について、3つ程度のページを作成すること。作成に当たっては以下の点に留意することとし、記載のない機能等については、委託者と受託者で協議の上、決定する。

- ・ ページ作成に当たって必要な画像やイラストは、両者協議のうえ、基本的に受託者が用意するものとする。
- ・ 専用 Web サイトのコンテンツの内容を、メディアが有する様々な広告媒体に取り上げてもらえるよう工夫すること。

なお、専用 Web サイトは令和6年度に構築した次の Web サイトのことであり、CMS (WordPress) により運用されているものである。

専用 Web サイトの URL <https://buy-shinshu.com/>

②専用インスタグラム

本業務における新たな取組・イベントやパートナーの取組等について、原則月2回以上発信すること。(発信に当たって必要な画像や動画、イラスト等は、両者協議のうえ、基本的に受託者が用意するものとする)

(3) 「しあわせバイ信州運動キャンペーン」(以下「キャンペーン」という。) の実施

受託者は、県民の消費行動の変容を促すため、パートナーと調整の上、県民へ本運動や消費行動における選択の意義を集中的に発信するキャンペーンを令和8年9月1日から11月30日の3か月間、実施すること。また、実施に当たっては以下のアからウの全てを満たすこと。

ア パートナーの事業所における広報資材等（以下「資材等」という。）の掲示

受託者は、県民がキャンペーンを認知する機会を確保するため、以下の業務を行い、県内の小売・専門店、宿泊・飲食・観光等のパートナーの事業所に資材等を掲示してもらうこと。

① 資材等の掲示先パートナーの募集

受託者は、資材等を掲示する事業所数 800 以上を目標とし、掲示先のパートナーを募集すること。

② 資材等のデザイン

受託者は、以下の a、b に留意の上、資料等のデザインを行うこと。なお、希望する場合は、令和7年度の資材等のデザインを委託者から提供を受け使用することができる。

- a 本業務の統一感を持ち、掲示した際に県民の目を惹くこと。
 - b 運動の意義や基本理念の視点をデザインに盛り込むこと。
- ③ 受託者は、掲示する事業所にとって利便性が高く、県民の認知を効果的に獲得できる資材を選定し、必要な数量を作成すること。

なお、令和7年度しあわせバイ信州運動において、資材等の配布を希望するパートナーへポスターを、一部パートナーにはのぼり旗又は卓上のぼりを配布しているため、受託者が令和7年度配布先パートナーの保管状況等を確認の上、活用することもできる。

④ 資材等の配布

受託者は、資材等の効果が最も発現する時期までに資材等を適切に配布すること。配布に当たっては、パートナーの希望に配慮した納品等を行うこと。

⑤ しあわせバイ信州コーナーの設置促進

受託者は、パートナーと調整の上、県産品（原材料又は生産地が長野県であるもの）コーナーの設置を促すこと。

⑥ その他

資材等のデザイン、作成数量、配布先等については、委託者と協議の上決定することとし、完成までにデザイン候補案の作成や修正指示の機会を設けること。

イ 「県産品買って&勝手に応援団^{※3}フェア」（以下「フェア」という。）の実施

受託者は、以下の①から③に留意の上、県民が本運動への参加を実感できるオープン懸賞のフェアを実施すること。また、実施に係る事務全般（募集、集計、抽選、賞品手配・発送・支払、等）を行うこと。

①効果的な告知

受託者は、応募者目標数を設定の上、目標を達成するための効果的な告知を行うこと。

※参考：令和7年度応募総数 3,990 件

②賞品内容・規模

- ・賞品はパートナーと調整の上、県産品（原材料又は生産地が長野県であるもの）の「モノ」だけではなく、県内経済循環に資するファン創出につながる特別体験賞品を加えること。
- ・当選者は50名程度とし「1組2名」とする場合においては「2名」として換算すること。
- ・調達費用は送料等込とすること。

③賞品の魅力発信

生産者の思い等、賞品の魅力発信も効果的に行うこと。

※3 運動の基本理念を「理解」し、県産品や地域のお店で「購入」することで、自ら応援団になってくれる方

ウ Web 広報やメディア等を活用した広報PR活動の実施

受託者は、4（2）と連動して、キャンペーンを県民に認知してもらうための効果的な広報PR活動を重点的に実施すること。

（4）「しあわせバイ信州運動共創ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）の運営

受託者は、事業者等同士の共創による新たな価値創出を促進するため発足したネットワークの運営を行うこと。運営に当たっては、以下のアからウの全てを満たすこと。

ア メンバー募集及び登録情報の管理

受託者は、パートナーに対してネットワークの趣旨を示したうえで、参加を希望するメンバーを募集すること。また、新規登録や登録情報の管理・更新等を行うこと。

イ シンポジウム及び交流会の開催

受託者は、メンバー同士の共創を促進するため、対面での情報交換や事例共有、交流機会等を提供するプラットフォームであるシンポジウム及び交流会を、以下 a、b に留意の上、メンバーを対象に2回以上行うこと。

- a シンポジウムは、最新の知見や共創による価値創出事例の共有、参加メンバーの取組を他者に知ってもらうブースの設置等により、共創を促進する仕掛けを行うこと。
- b 交流会は、参加者同士の関係構築、円滑な情報交換が促される場とすること。なお、飲食を伴う場合は実費を参加者から徴収の上、当該費用を支払うこと。

ウ 学生等を対象としたアイデアソンの実施

受託者は、本運動を持続可能な取組とするため、以下に留意の上、次世代を担う学生等の若者が主体的に考え、取り組む契機の提供にとどまらず、実施後の展開も含めたアイデアソンを開催すること。なお、開催に係る業務全般（参加者募集、広報、企画、運営等）を行うこと。

① ワーク等

受託者は、メンバーと調整の上、優れたアイデアが生まれるためのワークや業界の現状紹介等を行うこと。

② マッチング機会の提供及び活動支援

優れたアイデアを具現化するため、メンバーや若者等とのマッチング機会を設けること。マッチングに成功したアイデアについては、審査会を開催の上、3事例を上限として採択し、具現化に伴う活動に対する支援金として1事例あたり20万円を提供すること。また、具現化に向けたフォローアップをマッチング先と連携して適宜行うこと。

なお、支援先の令和9年2月28日までの取組総括と今後の展開を報告書（様式任意）として、支援金の受け入れ団体に提出させること。

③ 参加者

多様な者との関わりによる付加価値の創出を促すため、複数の主体から学生等の若者が参加するとともに、ネットワークのメンバー等からもメンター・アクセラレーター、有識者、チーフメンバー等の立場で参加するアイデアソンとなるよう、参加目標者数を設定の上、学生等の募集やネットワークのメンバー等との調整を行うこと。

④ 令和7年度しあわせバイ信州運動における採択事例のフォローアップ

必要に応じ、支援金の受け入れ団体へのフォローアップを適宜行うこと。

（5）「しあわせバイ信州出前講座」（以下、「出前講座」という。）の実施

受託者は、小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象とした出前講座を、以下のアからウに留意の上、2回以上開催すること。なお、実施に係る業務全般（実施校の募集、講師選定及び調整、学校との調整、当日の運営等）を行うこと。

ア 講座の構成

講座の基本的な構成は次のとおりとする。また、受託者は、講座の進行などの役割を適宜担うこと。なお、受託者は、学校との調整により柔軟に構成の内容を提案することができる。

- ・講座冒頭に県職員による「しあわせバイ信州運動」の説明
- ・児童・生徒の主体的な学びに繋がる体験やワークなどを取り入れたパートナーによる講座
- ・児童・生徒の振り返り
- ・記念撮影

イ 講師となるパートナー

受託者は、応募校の希望を考慮した上で、講師を県ホームページで公開している出前講座に協力いただけるパートナーのリストの中から選定し、依頼すること。なお、講師派遣にかかる謝金や旅費は不要であるが、講座によって学校側に材料費の負担が必要になる場合があるので、学校と講師の調整を行うこと。

ウ 講座の場づくり

受託者は、講座の運営に当たり、本運動の資材等の掲示をする等場づくりを行うこと。

(6) 効果検証・分析

受託者は、本業務の実施による効果を明らかにするため、効果測定し検証・分析を行うこと。回数は上半期1回、下半期1回の計2回とし、実施時期については委託者と協議すること。

なお、本仕様書による効果とは、本運動に対する県民の認知度及び本運動が進める消費行動を実践している割合のことを指すこととし、全体の統計にとどまらず、今後の取組の検討を行うための情報（回答者の属性等）を用いた分析ができることが望ましい。

(7) その他本業務の推進に資する取組

受託者は、本業務の効果的な展開に資することを目的として、本仕様書に定めのない取組を提案し、委託者と協議の上で、実施することができる。

5 業務完了時の提出物

契約書第7条で規定する業務完了時に提出する成果品とは以下のとおりとし、令和9年3月31日までに印刷物及び電子データの入ったCD双方を産業政策課に提出すること。

- (1) 令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務完了届（様式第1号）
- (2) 令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務実施報告書（様式第2号）
- (3) 本業務における制作物等一式
- (4) その他、県が必要と認める書類

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 作成物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (3) 各取組の実施が十分に告知されるようにプレスリリース等を実施すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、事前に委託者の確認を受けるなど緊密に連携するとともに、パートナー等と連携を図りながら取り組むこと。
- (5) 個人情報の保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (6) 広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」についての対策を講じるよう努めること。
- (7) 広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。
- (8) 個人情報の保護(取得・保護・管理)については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

- (9) 本業務の遂行上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (10) 本仕様書に記載の業務内容を実施するために必要な一切の費用を委託料に含めることとする。
- (11) 本業務の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (12) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。
- (13) 本業務の進捗状況の報告及び業務計画の共有を図るため、委託者及び受託者の双方による打ち合わせを原則月1回以上実施すること。
- (14) 受託者は、本仕様書及び企画提案書により本業務を遂行すること。

7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 4に掲げる業務内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

(様式第1号)

令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務完了届

令和 年 月 日

長野県知事 様

住所

商号又は名称

代表者 氏名

令和8年 月 日付けで委託契約した、令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務が完了したため、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

提出書類

- 1 令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務報告書
- 2 委託事業により作成した成果物
- 3 上記2の成果物に係る電子データ
- 4 その他、業務の内容が分かる資料

(様式第2号)

令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務実施報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住所
商号又は名称
代表者 氏名

令和8年 月 日付けで委託契約した、令和8年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務の実施内容は下記のとおりです。

記

1 実施期間

2 実施内容